

寺頭
古海
堤
葉

起案 一月 廿二日

長官 兼 副官

赤松

課長

課僚

膠州為氣而物於之民少拂下之
英廣告之委有別紙付之死三十四号
通至知局より同出存速用
之申之者通立指令五成之知
多同并

御指令案

同之通

明治十年一月廿二日

百三十七

0292

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2

0293

往入第... 百... 先取... 阿田... 及海... 出... 可... 抵... 者... 親... 詰... 往入第... 百...

0294

有無牙ヲ澄理スルハ陸軍省ニ以テ
 及官方ニテ子孫甲子ノ旨了口出公
 回答致シ官乙号ノ旨了陸軍省ニテ
 可成尤出件外ニ上六車ノ旨了六精
 形甲子年ノ旨了又大坂府ニテ官方
 兵庫縣外ニテ車ノ旨了陸軍省ニテ
 其、概力ニテ兼陸軍省ニテ官方
 於此、陸軍省ノ旨了陸軍省ニテ
 付此、車ノ旨了也

但澄理スルハ陸軍省ニテ海軍省ニテ
 陸軍省ニテ官方ノ旨了陸軍省ニテ
 之、陸軍省ニテ官方ノ旨了陸軍省ニテ
 之、陸軍省ニテ官方ノ旨了陸軍省ニテ

身初至在邊し通る西舞、
揚舞ハ多し矣し亦付者了原部也

主船長

石川村行

明治十年一月十六日

海軍大輔川村純義殿

百九

海軍大輔

0296

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

清
目
録

0297

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

明治三十四年一月官制事

義勇隊七名也

義勇隊五百五十名ヲ以テ捕念之云々
及テ人取北南野被換之捕標系付著之
不目才取誠之國之老馬之
恩ノ望ミ申シモ他務也
檣木津^津械水箱等
佳揚ノ取テ五斗加田港
等ノ取テ百餘枚取及以回
乃目才取誠之國之老馬之

重揚艇長

海軍少佐 野村俊

三浦如長

石川海軍少佐殿

甲

百學

海軍少佐

0298

海軍

此の西書は、中津藩に用ゐられたり
其の西書は、中津藩に用ゐられたり
中津藩に用ゐられたり
中津藩に用ゐられたり

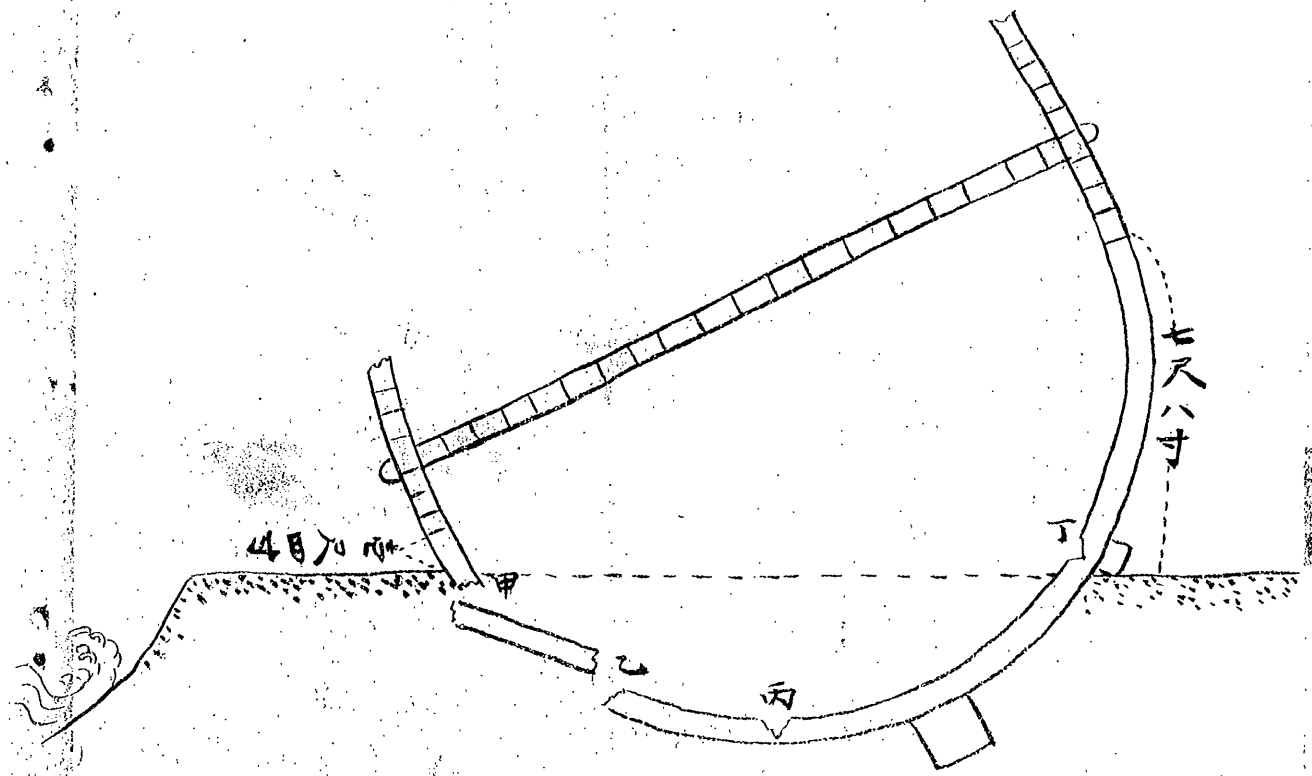
0299

破損を拘程ハ三重縣下第十九區紀伊
 年妻那何田和村溪ニ水角ヲ距ルテ凡十式
 三ノヒートト之ニ交ニテ船体ニお部ニラ五ノヒートト
 其後部ニ三ノヒートト半砂石ニ埋ラ左舷ニ十三度
 半ノ傾ラ有ラ左ノ照圖ニ道

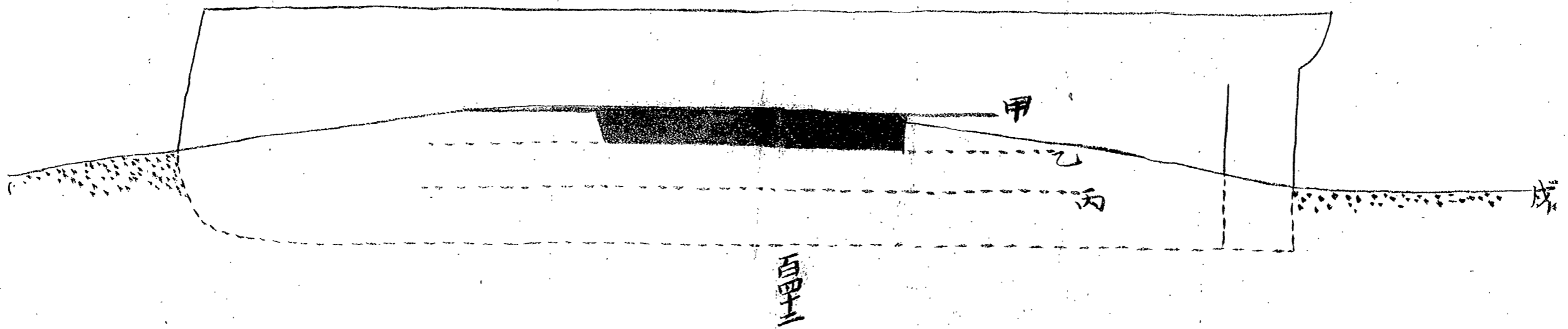
圖中ニ示ラ用ルル破壞ニケ所

百五十一

0300



0301



0302

百六

0303

第二號
出納日計簿

雛形

百五

0304

◎

日計簿ハ定額額外ニ種ニ區別シ該費内ニ属スル金額ハ都テ受拂ノ現状ヲ
注記シ他日ノ証ニ備フヘキ出納概要ノ簿冊ト為ス故ニ主任者注意シテ殊ニ正
シキ數字ヲ用ヒ務メテ其納出ノ區部及ヒ記載法ノ誤謬遺漏ナカシムル要ス
但本文中正シキ數字トハ會計上於テハ二十ノ字ヲ去リ壹貳拾ノ字ヲ用ルノ
類ヲ云

記載法

◎

納金部ハ前算越金アハ先ツ最初ニ記入シ而シテ會計局其他ヨリ元受差額送納收入
交換等部テ受込ニ屬スル金額ニ於テ其月日証書符號事故并納額納人各ヲ詳記シ主任
官吏調印シ課長之ニ割印ヲナシ毎日合計シテ各証書ニ照シ該長ノ檢印ヲ得ヘシ
但本文証書符號トハ金銭請求票收入票交換票等其証タルヘキ文
書ノ頂上ニアル番號ヲ云

◎

出金部ハ前算不足アハ先ツ最初ニ記入シ而シテ諸出金ハ本拂扱拂ノ別
ナク勘定書ヲ得テ主任檢算シ該長之ニ檢印シテ其金高月日証書ノ符號切符
番號事故及受取人名ヲ細記シ而シテ後々交換切符ヲ作り主任官吏捺印課長
割印シテ受撥ヲ為シ受取証書ヲ收受スヘシ且毎日拂高ヲ合計シテ納金高ト差引
該長ノ檢印ヲ得而シテ時々現在金ノ照査點檢ヲ受ヘシ

曾テ記簿シタル金高納金部ハ頂上ニ出金部ハ最下ニ受拂簿ノ頭字ヲ付シテ受拂
簿追算簿各該部ニ編入謄寫スベシ右受拂簿ニ於テハ本拂扱拂ノ別ヲ
判然ナラシムルヲ要ス故ニ扱拂ナルモノハ頭字ノ傍ニ必ス邊ノ字ヲ付記シ

但本文中本拂トハ明細勘定ノ整頓シタルモノヲ云扱拂トハ未決算
見込ヲ以出金スルモノヲ云又受拂簿ノ數ヲ定ムルハ毎小科目ニ依ルヲ
以テ良トスト雖モ簿冊ノ數夥多ニ過ルモ亦煩雜ノ患アレハ始ラシ
大科目ニ依テ種別スル事條下ノ如シ

受拂簿頭字ノ種別

- 俸給受拂簿
- 給與
- 旅費
- 水兵費
- 外國人費
- 生徒費
- 廢中費
- 石炭費
- 雇費
- 當繼費
- 修船費
- 伐木費
- 患者費
- 兵器費
- 彈藥費
- 囚獄費
- 徒刑費
- 收入費
- 交換費
- 差繼費
- 流通
- 變換簿

其他各簿ノ便宜依ル

概目

船種 ガンボート

船長 百二十六尺

船幅 二十四尺寸

船深 十壹尺

容積 百六十八噸七四

船體解剖大別及属品ノ概目

材種 テーカ木

甲板 二層

助鉄

梁鉄

柱鉄

膝鉄

百三十三

大正十一年

0306

船體吃水部ヲ装メル銅板

六十馬刀丸汽罐_{長十六尺四寸余カッテ附著ノ}個

儘

船體ヲ連著セル釘但吃水線ヲ下釘其上鉄下

層甲板諸部屋破壊奈ハ後之別ニ通

カモニーバンド_五個

フライズパイプ_六個

フライールステイデック_五個但鉄物共

コンプレッソル_レコントロル_ル共_五個

ケプステン_五個

ヒット_五個

煙突_五個

鉄リング_五個但駐艮索留金物之類

大砲 フレップ 釘 鋼製 於 個
 鉄製 ホルラード ヘット 四 個
 ハヤリ ダル 三 個 但 コーロリグ ナム ワイダ
 ウイント パイプ 座 鉄 三 個
 梶 坐 鉄 物 壹 個
 ボート ダ ヒット 座 金 六 個
 鉄 製 チー ヒング レ 三 個
 前 後 ノ コ チ エ ン プ レ 上 鉄 物 デ ッ タ イ 附 著 三 個
 於 三 個
 メー ン ス テー デ ッ タ イ 上 鉄 物 共 三 個
 ハ ン モ ッ ク セ キ ス テー 上 棹 鉄 長 短 於 四 本
 士 官 室 機 関 室 上 切 鉄 板
 機 関 室 貯 藏 上 切 鉄 板

五〇四

機関室貯藏上切鉄板

0308

貯藏下士以下會食の仕切鉄板
左側照周中成線の上鋼板剥取
其他釘類附著之鉄物亦紙上之
雜多依テ照ス

紀伊半島郡河内村長
奥村正八郎

0309

乙

並承知揚州府知事一取民責
并下義身局共察

廣告

三重縣下分十九区紀伊半島郡河内如
村濱流着砂被也之取揚州府知事義身局
札之取并下条也取也者不河内和村戸
長手取り現示一取之上明治十年
三月三十一日迄之當也之取揚州府知事
但之取此者不皆金上油上三取現示引
取之取事

明治十年一月一日

百五十五

0310

海軍省内

主船局

概目

一 船體 何田知村陸水面等 離北太丸 船
 余ノ所ニ於テ 前部ニテ 兵隊後部ニテ
 三ノ余所ニ 二層ノ居ル一
 一 船糧 カンボート
 一 船長 百動於六尺
 一 船幅 動於四尺五寸
 一 船深 動於五尺
 一 材糧 千一 材木
 船體ノ解剖ノ大副

一 甲板 二層

一 船体^{スチール} 鉄

一 船体^{アルミ} 鉄

一 船体^{チタン} 鉄

一 船体^銅 鉄

一 船体吃水部^{包タル} 鋼板

一 船体^{運着}セル釘ハ鋼鉄^{ニシテ}

一 士官室^{機室}貯蔵會食所^{仕切}及

汽罐室^{取板}才^皆鋼鉄^{ナリ}

一 其他船体^{貯着}セル^重扣^{鋼鉄}ニシテ

一 六十馬力汽罐^{動機} 長板^{鋼鉄}ニシテ

但ストローム^{カッパ}貯蔵

百六

0312

海軍省

0313

破損並果重損於人氏并下成身
 三官御下左座共札書在厚寸并
 阿田村之長道達求回致了案
 當者所控並果重損於人氏并下成身
 下紀州年邊郡阿田村之長道達求回致了案
 此等事上之各座方口各年下成身
 於子可也此等事上之各座方口各年下成身
 及可也此等事上之各座方口各年下成身

明治十年一月 日邊年主船長

百四七

0314

破状並果元指程ノ内、押下村、
大坂府下、六段、赤井、札書、
トモ、同、度、下、ノ、案

尚、有、所、程、並、果、元、指、程、ノ、内、義、実、取、三、重、
下、下、能、出、年、要、郡、何、向、和、村、廣、流、着、
破、状、ノ、内、一、重、ヲ、以、後、ノ、札、書、等、者、
押、下、ノ、身、出、度、下、一、段、廣、出、下、出、
斗、ノ、身、出、度、下、一、段、廣、出、下、出、
日、村、之、長、子、等、リ、現、在、一、段、之、内、出、
百、五、段、之、内、出、度、下、一、段、廣、出、下、出、

明治十年一月 日海軍大臣白長

皇

石川新行

大坂店權取事
渡邊丹次郎

此の東亞各店との集果文は通り
新出の争い事と出官下一毛あり振立
出船系にお申付は越えられ昔ハ三月
三十一日迄三度三度出官上り上り
出官し申付る事と申付申付申付
申付申付申付申付申付申付申付

0317

破損甚多、中揚程ノ段、并下敷、
兵庫縣下ノ古蹟、共々、
寸寸トモ、
案

當者所存、
三宮、
流着、
押下、
お中、
お長、
お成、

明治十年二月十日
長

百四十九

0318

石川新行

兵庫縣令
森田昌徳殿

追而本軍府下ニ有テ其業文ニ由リ
諸君ノ多クモ其業文ノ下ニ其業文
其業文ノ多クモ其業文ノ下ニ其業文
月三十日迄ニ其業文ノ下ニ其業文
尚ホ其業文ノ下ニ其業文ノ下ニ其業文
其業文ノ下ニ其業文ノ下ニ其業文

0319